

## ～賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）のご案内～

千葉県では、今回の台風により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施します。

\* 県・被災者（入居者）・貸主（大家）の三者で入居契約（三者契約）を結ぶ制度です。

\* 入居物件は、不動産業者の協力のもと、原則ご自身でお探しいただくこととなります。

■ 1. 制度開始日 . . . 令和元年 10 月 10 日

■ 2. 入居期間 . . . 2 年以内（応急仮設住宅としての延長はないものとします。）

■ 3. 対象になる方 . . . 原則として、次のいずれにも該当する方。

(1) 被災時において、災害救助法の適用を受けた 25 市 15 町 1 村（別紙参照）のいずれかに住所を有していた方

(2) 住家の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない方

なお、半壊（大規模半壊を含む）であっても、住宅としての再利用ができず、自らの住家に居住できない方で、既に住家を取り壊した又は取り壊す予定の場合は、協議により対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

(3) 自らの資力をもってしては住家を確保することができない方

(4) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方

■ 4. 借上げの対象となる住宅 . . . 原則として、次のいずれにも該当する県内の住宅。

(1) 昭和 56 年 6 月以降に建築した住宅等、耐震性が確保されたものであること。

(2) 応急仮設住宅としての入居契約について、貸主の同意が得られていること。

(3) 台風による損傷等があった場合、管理会社等により賃貸可能と確認されたもの。

(4) 当該賃貸住宅の家賃が、1 箇月当たり次のア及びイに定める額以内であること。

ア) 2 人以下の世帯 月額 7.5 万円以内

イ) 3 人以上の世帯 月額 8.5 万円以内

ただし、県北西部の以下の 12 市において 5 人以上の世帯で入居する場合は、月額 12 万円以内とする。

千葉市、習志野市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市

■ 5. 県が負担する経費と上限・・・下表のとおり。

家賃	…上記「■4(4)」のとおり	*左記の全ての支払いを認められたものでなく、あくまで契約に不可欠なものとして、地域の実情に合わせた項目設定により支払います。
共益費(又は管理費)	…通常徴収している額	
礼金	…家賃の1箇月分	
仲介手数料	…0.5箇月分(税別)	
退去修繕負担金	…家賃の2箇月分	
火災保険等損害保険料	…包括保険により別途県が加入	
入居時鍵等交換費用	…実費、社会通念上必要な額を限度	

※ 上表以外に必要な経費は入居者負担となります。(例:光熱水費、専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等)

■ 6. 申込手続きの最初の流れ・・・

- ① 被災時に住んでいた市町村の窓口(別表)にて、制度の説明・申込書類の配付を受けてください。併せて、窓口にて提示された協力不動産業者リストを参考に、ご希望の不動産業者をご検討ください。
- ② ご希望の不動産業者が決まりましたら、下表の不動産団体窓口にご連絡ください。(不動産業者を決めかねている場合でも、団体窓口にて紹介可能な場合があります。)

千葉県宅地建物取引業協会	043-241-6671 (平日 9:00-17:00)
全日本不動産協会千葉県本部	043-202-7511 (平日 9:00-17:00)
ちんたい協会	0120-37-5584 (平日 9:00-18:00)

なお、提示されたリストに掲載されていない不動産業者や、上表の3団体に所属していない不動産業者をご検討される場合は、市町村窓口にてその旨お申し出ください。

- ③ 不動産業者より折り返し連絡があります。物件の希望条件等をご相談ください。(※不動産業者の協力のもと、入居物件を自ら探していただく方式になります。)
- ④ 物件が決まりましたら不動産業者と申込書類を作成し、市町村窓口にご提出ください。
- ⑤ 県より申込の結果通知が届きましたら、不動産業者と契約書類を作成していただきます。(別紙のイメージ図参照)

■ 7. その他留意点等・・・

- \* 入居契約は、千葉県と貸主、被災者(入居予定者)の三者契約となります。
- \* 応急仮設住宅の住み替えはできません。
- \* 災害救助法による住宅の「応急修理」又は「障害物の除去」制度との併用はできません。

(別紙)

災害救助法適用25市15町1村・窓口一覧

千葉市	住宅整備課	043-245-5851	香取市	都市整備課	0478-50-1214
銚子市	都市整備課	0479-24-8899	山武市	都市整備課	0475-80-1192
館山市	建築施設課	0470-22-3751	いすみ市	建設課	0470-62-1204
木更津市	住宅課	0438-23-8598	大網白里市	都市整備課	0475-70-0364
茂原市	建築課	0475-20-1588	酒々井町	まちづくり課	043-496-1171(内156)
成田市	建築住宅課	0476-20-1564	栄町	まちづくり課	0476-33-7719
佐倉市	住宅課	043-484-6168	神崎町	まちづくり課	0478-72-2114
東金市	都市整備課	0475-50-1150	多古町	都市計画課	0479-76-5408
旭市	都市整備課	0479-62-5895	東庄町	まちづくり課	0478-86-6074
勝浦市	都市建設課	0470-73-6627	九十九里町	まちづくり課	0475-70-3156
市原市	住宅課	0436-23-9841	芝山町	企画空港政策課	0479-77-3909
鴨川市	都市建設課	04-7093-7835	横芝光町	環境防災課	0479-84-1216
君津市	住宅営繕課	0439-56-1621	一宮町	都市環境課	0475-42-1430
富津市	都市政策課	0439-80-1317	睦沢町	まちづくり課	0475-44-2507
四街道市	建築課	043-421-6147	長生村	まちづくり課	0475-32-2116
袖ヶ浦市	都市整備課	0438-62-3645	白子町	建設課	0475-33-2116
八街市	都市計画課	043-443-1430	長柄町	建設環境課	0475-35-2114
印西市	建築指導課	0476-33-4657	長南町	建設環境課	0465-46-3394
富里市	都市計画課	0476-93-5147	大多喜町	建設課	0470-82-2115
南房総市	建設課	0470-33-1101	鋸南町	建設水道課	0470-55-2133
匝瑳市	都市整備課	0479-73-0091	千葉県	住宅課	043-223-3228

=====基本的な手続きの流れ（イメージ図）=====

